



パソコンに表示された偽のウイルス感染警告画面に注意！

事例:

【事例1】

パソコンを使用中に突然画面が動かなくなり、「スパイウェアを検出した」と表示された。画面に表示された番号に電話をかけると、修復のためコンビニで5万円分の電子マネーのギフト券を購入するよう言われた。不審だ。
(2021年1月受付 70歳代 男性)

【事例2】

パソコンを操作しているとき「ウイルスに感染している。すぐに対処しないとパソコンが使えなくなる」と警告表示が出ていた。慌てて電話をかけたところ、ウイルス対策アプリを勧められ、片言の日本語で代金55,000円はコンビニで電子マネーを買うよう言われた。どうすればよいか。
(2021年1月受付 70歳代 男性)



※消費者庁イラスト集より



トラブルにあわないためのアドバイス



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第340号参照

- 警告画面が表示されても、慌てて画面に記載されている電話番号に電話をかけたり、セキュリティソフトの購入やサポート契約のために電子マネーを購入したりしないようにしましょう。
- 表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。警告画面が消せない場合は、ブラウザを強制終了するか、パソコンを再起動してください。
- 「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したりしましょう。
- 解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、お早めに消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188）。

岡山市消費生活センター		または	岡山県消費生活センター	
電話	(086) 803-1109		電話	(086) 226-0999
相談日	月曜～金曜		相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時		時間	9時～16時30分